

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年9月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年9月16日（木）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

企画政策課 池内課長、武藤主査、多納主任主事、中村主事補  
産業振興課 金井課長、綿崎主任主事

3 件名

令和3年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業（事業者支援分）について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・職員の事務に負担は生じるか。  
→千葉県からの決定を受けた事業者等への書類や手続きは簡素化し、また事務委託を行うため、職員の負担の増大にはならないと考える。

・支援金Bの対象事業者数の根拠は何か。  
→支援金Bの対象は、飲食店に酒を卸している事業者である。経済センサス上では飲食の卸売業は8事業者だが、そのうち酒類の卸売業を中小企業等1社、個人事業者等1社と見込んだ。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部 企画政策課

件名	令和3年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業(事業者支援分)について							
現状・課題	<p>市では、令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下、「交付金」という)を活用し、感染拡大防止に係る事業や、感染拡大の影響により経済的負担が増加している市民等への支援に係る事業、「新しい生活様式」やポストコロナを見据えた事業を実施している。</p> <p>令和3年度においては、通常分として、本省繰越分(1億8,313万9千円)と国庫補助対象事業に係る市負担分(865万8千円)合わせて1億9,179万7千円の配分を受けて事業を進めているところであるが、令和3年8月20日に事業者支援分として3,117万5千円の追加配分が示され、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経済活動に影響を受けた事業者に対して、これまでの支援策に加え、さらなる取組が求められている。</p>							
付議事案	目的	交付金(事業者支援分3,117万5千円)を活用し、新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受けた事業者等を支援する。						
	対応方針	<p>以下の3事業を交付金(事業者支援分)の対象事業とする。なお、3事業の実績額の合計が交付金(事業者支援分)を超過した場合、超過額は交付金(通常分)を充当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等事業継続支援金(今回付議事業)</li> <li>・中小企業経営一時支援金(6月議会議決済み。実施中事業)</li> <li>・地域公共交通支援金(6月議会議決済み。実施中事業)</li> </ul>						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金(事業者支援分)を活用して行う事業について</li> <li>・実績額が交付金(事業者支援分)を超過した場合の対応について</li> </ul>							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)								
スケジュール	令和3年10月 令和3年第3回市議会定例会に中小企業等事業継続支援金に係る補正予算案提出 補正予算議決後、事業に着手							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	有	議員全員協議会(R3年10月)		広報・HP等	有	広報・HP(各事業による)	
	市民参加	無						
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非		<input checked="" type="checkbox"/> 時限非		( 議員全員協議会 まで)			
参考情報	関係法令等							
	関係課	産業振興課						
	事業費	60,053 (内訳) 中小企業等事業継続支援金 26,104 中小企業経営一時支援金 32,549 地域公共交通支援金1,400	千円	(うち特定財源	事業者支援分31,175	千円)		
	事業費	事業費の実績が事業者支援分を超過した場合、超過額については通常分を充当する。						
カテゴリ	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	産業・雇用	手段	給付

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部産業振興課

件名	白井市中小企業等事業継続支援金について							
現状・課題	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、影響を受けた中小企業者等に対し、市では令和2年度に中小企業経営支援金、中小企業持続化応援金、3年度では中小企業一時支援金の支給を行ってきた。</p> <p>しかし長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等がいることから、事業の継続・立て直しのための取組を支援することが必要となっている。</p>							
付議事案	目的	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等の事業継続・立て直しのための取組を支援する。						
	対応方針	千葉県「千葉県中小企業等事業継続支援金」の支援と連動し、上乘せとなる支援金(白井市中小企業等事業継続支援金)を支給する。						
論点(決定を要する事項)	・県継続支援金の上乗せ支給の可否について。							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【関係各課との調整結果】令和3年9月13日 企画政策課・財政課との事前ヒアリングを実施し、事業内容を精査した。							
スケジュール	令和3年9月:全協説明 令和3年10月:予算議決、周知・申請開始							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	有	議員全員協議会(R3年9月)	広報・HP等	有	広報・HP(R3年10月)		
	市民参加	無						
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( <input type="checkbox"/> 議員全員協議会 まで)						
参考情報	関係法令等							
	関係課	企画政策課						
	事業費	26,104 千円 (うち特定財源				26,104 千円)		
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	産業・雇用	手段

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への緊急支援策

## 【白井市中小企業等事業継続支援金について】

### 1 目的

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等の事業継続・立て直しのための取組を支援するため、千葉県の「千葉県中小企業等事業継続支援金」の支援と連動し、上乘せとなる支援金を支給する。

### 2 支援金額

#### 支援金 A

中小企業等 : 10 万円

個人事業者等 : 5 万円

#### 支援金 B

中小企業等 : 10 万円/月 (上限額)

個人事業者等 : 5 万円/月 (上限額)

### 3 対象者・要件

#### 支援金 A

- 千葉県中小企業等事業継続支援金(支援金 A)の交付決定を受けていること。  
(要件 : • 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金 (令和3年4月~令和3年9月の間における時短営業等の要請に対する協力金)」の支給対象とならないこと。  
• 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月~令和3年9月までのいずれかひと月の売上が、令和元年または令和2年の同月比で**30%**以上減少していること。等)
- 令和3年3月31日までに市内に「主たる事業所」を有し事業を開始している中小企業等、個人事業者等。
- 令和3年4月から令和3年9月までの売上減少額の合計が中小企業等であれば合計30万円、個人事業者等であれば合計15万円以上ある。
- 市税の未納がない。
- 引き続き市内で事業継続の意思がある。
- その他支給要件は県の継続支援金に準じる。

## 支援金 B

- 千葉県中小企業等事業継続支援金(支援金 B)の交付決定を受けていること。  
(要件：• 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金(令和3年4月～令和3年9月の間における時短営業等の要請に対する協力金)」の支給対象とならないこと。
- まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月～令和3年9月までのいずれかひと月の売上が、令和元年または令和2年の同月比で70%以上減少していること。  
※令和3年4月～令和3年9月の6カ月全ての売上が70%以上減少している必要はなくひと月でも対象月があれば、当該月分が支給対象となる。
- 令和3年4月～令和3年9月の間における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に準じている飲食店と直接又は間接の取引があること。(等)
- 令和3年3月31日までに市内に「主たる事業所」を有し事業を開始している酒類販売事業者等(※)。ただし中小企業等、個人事業者等に限る。  
(※)申請時点で、有効な酒税法(昭和15年法律第35号)第7条に規定する酒類の製造免許又は同法第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者に限る。
- 支給対象月の売上減少額が中小企業等であれば合計30万円、個人事業者等であれば合計15万円以上ある。
- 市税の未納がない。
- 引き続き市内で事業継続の意思がある。
- その他支給要件は県の継続支援金に準じる。

## 4 申請期間(予定)

令和3年10月中旬～令和4年1月下旬

## 5 予算

26,102,857円

支援金 A(中小企業等)	: 150 事業者×100,000 円=15,000,000 円
支援金 A(個人事業者等)	: 150 事業者×50,000 円=7,500,000 円
支援金 B(中小企業等)	: 1 事業者×100,000 円×6 カ月=600,000 円
支援金 B(個人事業者等)	: 1 事業者×50,000 円×6 カ月=300,000 円
消耗品	: 50,000 円
通信運搬費	: 27,905 円
振込手数料	: 37,752 円
事務委託料	: 2,587,200 円

## 6 申請方法

郵送による

※申請書類は市ホームページからダウンロード及び窓口配布

## 7 支給までの流れ

① 市に書類の郵送→②市で書類審査→③決定通知の送付→④振り込み

## 8 周知方法

1 ホームページ

2 広報紙

3 メール配信

4 白井市商工会・白井工業団地協議会に周知依頼

## 白井市中小企業一時支援金制度

### 【国の一時支援金、飲食店の時短協力金、 対象外の事業者向け】

#### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けているものの国が実施する一時支援金や千葉県感染拡大防止対策協力金の対象とならない市内事業者を支援するため、市独自の支援金を支給します。

#### 2 支援金額

##### 1 事業者あたり

中小法人等：20万円

個人事業者等：10万円

#### 3 対象者

- 令和2年12月までに市内に「主たる事業所」を有し事業を開始している中小法人等、個人事業者等であること。  
※複数店舗を所有している場合などは納税事業者を1事業者とします。
  - 令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、令和3年1月から令和3年3月までの間で、いずれかの月の売上が、前年同月比あるいは前々年同月比20%以上50%未満減少していること。
  - 国の一時支援金及び都道府県による営業時間短縮要請に伴う協力金を受けていなく、対象にもなっていないこと。
  - 令和3年1月から3月までの売上減少額の合計が中小法人等であれば合計20万円、個人事業主等であれば合計10万円以上あること。
  - 市税の未納がないこと。
  - 引き続き市内で事業継続の意思があること。
- ※その他要件は国の一時支援金に準じます。

#### 4 支援期間（申請期間）

令和3年6月30日（水）～令和3年9月30日（木）※郵送必着

#### 5 申請先

白井市市民経済環境部産業振興課 商工振興係

〒270-1492 白井市復1123

※封筒に「白井市中小企業一時支援金書類在中」と記載ください

## 6 申請方法

郵送による

※申請書類は市ホームページからダウンロード

又は産業振興課窓口、公民センター、商工会窓口で配布

## 7 申請書類

① 白井市中小企業一時支援金申請書兼請求書【市様式】

② 宣誓・誓約・同意書【市様式】

③ 対象月の売上台帳等の写し

④ 確定申告書類の写し

⑤ 取引先情報一覧【市様式】

⑥ 振り込み口座を確認できる書類の写し（通帳の写し等）

⑦ 履歴事項全部証明書（中小法人等）

本人確認書類（個人事業者等）

国民健康保険証の写し・本人確認書類の写し・業務委託契約等収入があることを示す書類（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等）

⑧ 事業所の所在がわかる書類の写し（確定申告書に市内事業所の記載がない場合）

⑨ その他市長が必要と認める書類

※上記申請書類についての詳細は市HP、申請要領をご覧ください。

## 8 支給までの流れ

① 市に書類の郵送→②市で書類審査→③決定通知の送付→④振り込み

## 9 申請サポート

毎週月・木曜日に市役所で開設している「白井市中小企業等臨時支援相談」にて申請のサポートを行っています。サポートを受けたい場合は下記までお問い合わせください。

## 10 お問合せ先

白井市市民環境経済部産業振興課 商工振興係

電話 047-401-4641

FAX 047-491-3554

Mail syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp

※メールでのお問合せは「白井市中小企業一時支援金に係る問い合わせ」と表題を入れてくださるようお願いいたします。

詳細は市ホームページをご覧ください

また、ご不明な点はお気軽にお問合せください